



後期高齢者(75歳以上または65歳以上で一定の障がいのある方)の方を対象に平成20年度から新しい医療制度が始まりました



長寿(後期高齢者)医療制度についてのお知らせです

平成20年度後期高齢者医療保険料額決定通知書の送付を
7月から8月に変更します！(詳しくは、折込チラシをご覧ください)



長寿医療制度の保険料について、20年度は均等割額の7割軽減世帯のうち8月まで支払っている世帯は10月からは保険料を徴収しないこと(8.5割軽減)等見直しが行われています。よって、保険料が確定する8月に通知書を送付します。

自己負担割合及び所得区分の定期判定を行います！

平成20年度の住民税課税状況などに基づき、8月1日からの自己負担割合および所得区分を判定します。その結果、自己負担割合または所得区分が現在お持ちの被保険者証に記載の負担割合から変わる人には、7月末に新たな被保険者証をお届けします。なお、変更がない場合は、現在お持ちの被保険者証を引き続きご使用ください。

年度途中で世帯員の異動があったり、所得が更正された場合は、月単位で負担割合を見直すことになります。負担割合が変わる人については、その都度、新しい被保険者証をお届けします。

問い合わせ先

住民生活課 住民係
鳥取県後期高齢者医療広域連合

☎73-1415

☎(0858)32-1097

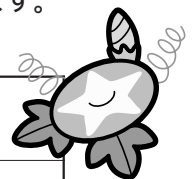
障害者手帳(身体・療育・精神)切換のお知らせ

顔写真が古くなって本人確認手段として不適切な状態にある手帳が多くあることや、障害種別ごとに手帳が異なることにより障害が識別されてしまうことに対する心理的負担を軽減するため、3障害手帳の外観を統合することになりました。

原則10年経過しましたら、新しい手帳への切換手続きをしていただくようお願いします。

●新しい手帳への切換が必要な方

身体障害者手帳所持者 交付又は再交付から10年以上所持されている方は、速やかに切換をお願いします。
療育手帳所持者 50歳を超える方で、60歳、70歳到達(以下10歳刻み)時に切換をお願いします。
精神障害者保健福祉手帳所持者 記載欄がなくなって新しい手帳に切り替える時に、併せて新し手帳に切換をお願いします。
現在所持されている手帳は、切換までの間、そのまま使えます。 切換時期が来てなくても、希望される場合は、切換が出来ます。



●手続きに必要なもの

顔写真(縦4cm×横3cmの脱帽・上半身で1年以内に撮影されたもの)

現在お持ちの障害者手帳

印鑑

問い合わせ先

福祉保健課 すこやか係

☎73-1333